平成２９年１１月２９日

平成３０年１月２８日（日）

司法書士による「生活保護１１０番」（無料電話相談会）を実施します

長野県司法書士会
会長　室賀真喜男
長野県青年司法書士協議会
会長　宮澤　智史

長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、全国青年司法書士協議会との共催により、標記相談会を下記要領により実施します。

◆日　　時：平成３０年１月２８日（日）１０：００～１６：００
◆電話番号：０１２０－０５２－０８８（フリーダイヤル）
◆相 談 料：無　料　（電話による無料相談です）
◆相 談 例：生活保護の申請はどこでどのようにするのですか？
申請しようとしたところ窓口で受け付けてもらえませんでした。
生活保護を受けるのに財産を手放す必要がありますか？
消費者金融の借入れを抱えたまま生活保護を受けられますか etc.
◆問合せ先：長野県司法書士会（TEL：０２６－２３２－７４９２）

現在の経済情勢は、内閣府の本年９月の月例経済報告等に関する関係閣僚会議において「いざなぎ景気を超える景気回復の長さとなった」とされていますが、良好に見える状況下においても、生活保護受給世帯数は、年々増加を続けております。厚生労働省の本年６月７日の発表によれば、全国における生活保護受給世帯数は、本年３月時点で過去最多の１６４万１５３２世帯になりました。なかでも６５歳以上の高齢者世帯の割合が増加しており、全体の５２．４％にも及びます。

このような弱者に厳しい現状にかんがみ、長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、生活保護１１０番を実施し、生活保護に関する相談をお受けすることにいたしました。

＊　　＊　　＊

生活保護は、憲法第２５条第１項に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を実現する最も基本的な社会保障であり、市民生活にとってみればこれが最後のよりどころです。長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、これまでも毎年生活保護に関する電話による無料相談を実施し、市民の方々の多数の相談に応じてまいりました。また、長野県司法書士会は生活保護の申請をしようとする市民が窓口で適切な対応を受けられるよう司法書士が同行する活動を支援しています。

我々司法書士は、身近なくらしの法律家として、生活保護を必要とする人が適切に保護を受けられるよう、今後も活動を続けてまいります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 本リリースに関するお問合せ先 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
長野県司法書士会広報担当理事 小林竜朗（TEL：0268-22-8110 FAX：0268-22-8420）